

令和8年度人権相談開設日時予定表

月	日	曜日	開設時間	開設場所
4	1	水	13 : 00 ~ 16 : 00	本庁 2 階 人権相談室
	3	金	9 : 00 ~ 12 : 00	鎮西市民センター
			9 : 00 ~ 12 : 00	七山公民館
	7	火	9 : 00 ~ 12 : 00	呼子公民館
	8	水	9 : 00 ~ 12 : 00	北波多公民館
	14	火	9 : 00 ~ 12 : 00	浜玉市民センター
			9 : 00 ~ 12 : 00	相知市民センター
			9 : 00 ~ 12 : 00	肥前市民センター
	21	火	9 : 00 ~ 12 : 00	厳木市民センター
5	13	水	13 : 00 ~ 16 : 00	本庁 2 階 人権相談室
6	1	月	13 : 00 ~ 16 : 00	本庁 2 階 人権相談室
	5	金	9 : 00 ~ 12 : 00	打上公民館（鎮西）
			9 : 00 ~ 12 : 00	七山公民館
	9	火	9 : 00 ~ 12 : 00	浜玉市民センター
			9 : 00 ~ 12 : 00	肥前市民センター
			9 : 00 ~ 12 : 00	呼子公民館
	10	水	9 : 00 ~ 12 : 00	北波多公民館
	16	火	9 : 00 ~ 12 : 00	厳木市民センター
			9 : 00 ~ 12 : 00	相知市民センター
7	1	水	13 : 00 ~ 16 : 00	本庁 2 階 人権相談室
	3	金	13 : 00 ~ 15 : 30	松島老人憩いの家（鎮西）
	7	火	9 : 00 ~ 12 : 00	小川島老人憩いの家（呼子）
	8	水	12 : 40 ~ 15 : 00	神集島公民館

令和 8 年度人権相談開設日時予定表

月	日	曜日	開設時間	開設場所
8	4	火	9 : 00 ~ 12 : 00	呼子公民館
	5	水	9 : 00 ~ 12 : 00	北波多公民館
			13 : 00 ~ 16 : 00	本庁 2 階 人権相談室
	7	金	9 : 00 ~ 12 : 00	鎮西市民センター
			9 : 00 ~ 12 : 00	七山公民館
	18	火	9 : 00 ~ 12 : 00	浜玉市民センター
			9 : 00 ~ 12 : 00	巖木市民センター
			9 : 00 ~ 12 : 00	相知市民センター
			9 : 00 ~ 12 : 00	肥前市民センター
9	2	水	13 : 00 ~ 16 : 00	本庁 2 階 人権相談室
10	2	金	9 : 00 ~ 12 : 00	打上公民館（鎮西）
			9 : 00 ~ 12 : 00	七山公民館
	6	火	9 : 00 ~ 12 : 00	呼子公民館
	7	水	9 : 00 ~ 12 : 00	北波多公民館
			13 : 00 ~ 16 : 00	本庁 2 階 人権相談室
	13	火	9 : 00 ~ 12 : 00	浜玉市民センター
			9 : 00 ~ 12 : 00	肥前市民センター
	20	火	9 : 00 ~ 12 : 00	巖木市民センター
	27	火	9 : 00 ~ 12 : 00	相知市民センター
11	4	水	13 : 00 ~ 16 : 00	本庁 2 階 人権相談室

令和 8 年度人権相談開設日時予定表

月	日	曜日	開設時間	開設場所
12	2	水	13 : 00 ~ 16 : 00	本庁 2 階 人権相談室
	4	金	9 : 00 ~ 12 : 00	鎮西市民センター
			9 : 00 ~ 12 : 00	七山公民館
	8	火	9 : 00 ~ 12 : 00	浜玉市民センター
			9 : 00 ~ 12 : 00	相知市民センター
			9 : 00 ~ 12 : 00	肥前市民センター
			9 : 00 ~ 12 : 00	呼子公民館
	9	水	9 : 00 ~ 12 : 00	北波多公民館
	15	火	9 : 00 ~ 12 : 00	厳木市民センター
1	6	水	13 : 00 ~ 16 : 00	本庁 2 階 人権相談室
2	3	水	9 : 00 ~ 12 : 00	北波多公民館
			13 : 00 ~ 16 : 00	本庁 2 階 人権相談室
	5	金	9 : 00 ~ 12 : 00	打上公民館（鎮西）
			9 : 00 ~ 12 : 00	七山公民館
	9	火	9 : 00 ~ 12 : 00	浜玉市民センター
			9 : 00 ~ 12 : 00	肥前市民センター
			9 : 00 ~ 12 : 00	呼子公民館
	16	火	9 : 00 ~ 12 : 00	厳木市民センター
			9 : 00 ~ 12 : 00	相知市民センター
3	3	水	13 : 00 ~ 16 : 00	本庁 2 階 人権相談室

【問い合わせ】

人権・同和対策課（電話 7 2 - 9 1 2 5） □

または各市民センター